

令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格及び物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への事業継続に向けた支援として、小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の支給対象者等）

第2条 支援金の支給対象者は、別表に掲げる高齢者施設等のうち、次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

(1) 小田原市内に所在すること。

(2) 令和5年10月1日以前に神奈川県又は小田原市の指定等を受けて、申請日時点で現に運営していること。

(3) 事業者の事業計画上、令和6年3月31日までに事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であること。

2 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

（支援金額）

第3条 支援金の支給額は、別表の支給単価のとおりとする。

（支援金の申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、次の書類を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）に係る支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

3 第1項の申請は、小田原市電子申請システムを用いて行うものとする。ただし、こ

れにより難いと市長が認める場合は、この限りでない。

(暴力団の排除)

第5条 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第8条の規定に基づき、前条に規定する者が次の各号に該当する場合は、支援金の支給対象としない。

- (1) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等
- (3) 小田原市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員等に該当するもの

2 市長は、必要に応じ、支援金の支給を申請した事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対し確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、支援金の支給の決定を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

第6条 市長は、第4条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金を支給すると決定したときは令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）支給決定通知書（様式第2号）により、支援金を支給しないと決定したときは令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給決定の通知を受けた者に対し速やかに支援金を支給するものとする。

(報告及び調査)

第7条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、支給対象事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（書類の整備等）

第10条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）を支援金の支給を受けた日（事業の廃止又は休止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は、小田原市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第11条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地若しくは住所又は氏名若しくは法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の規定により支給する旨の決定がされた支援金の支給については、なお従前の例による。

別表（第2条関係、第3条関係）

別表区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 40,000円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 110,000円
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	1事業所当たり 60,000円
4	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和5年10月 1日時点における定員1人当たり 18,000円
5	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る。）	

備考

- 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所及び施設を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。

- (1) 令和4年1月から同年12月までの間における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
 - (2) 令和5年1月サービス提供分を含む直近12箇月における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
 - (3) 申請日において、開設後の営業月数が12箇月に満たない保険医療機関にあつては、令和4年1月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が100万円を超えるもの
- 5 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）に係る支給申請書
様

申請法人住所

法人名

代表者役職名・氏名

令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）支給要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、その支給を受けるに当たっては、令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）支給要綱を遵守します。

申請額合計 円

（事業所別申請額一覧）

NO.	事業所番号	事業所名	区分	事業所・施設種別	定員 (R5.10.1時点)	事業所所在地	当該事業所に係る 支給申請額	支給決定額 (市記入欄)
1								
2								
3								
計								

※3件以上該当事業所がある場合は、「申請書（続き）」シートに記入すること。
<添付書類> 支援金受取に関する委任状（受取口座名義が社名や代表者のものと異なる場合のみ）

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）
支給決定通知書

様

小田原市長

年 月 日付けで申請のありました令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）の支給については、令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）支給要綱の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 支給金額 円
- 2 支給条件

様式第3号（第6条関係）

番 号
年 月 日

令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）
不支給決定通知書

様

小田原市長

年 月 日付けで申請のありました令和5年度小田原市高齢者施設等
物価高騰対応支援金（後期分）については、不支給とすることを決定したので通知し
ます。

不支給の理由

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）
取消通知書

様

小田原市長

年 月 日 第 号で支給決定しました令和5年度小田原市高齢者施設等物価高騰対応支援金（後期分）については、支給決定を取り消しましたので通知します。

支給決定取消理由